

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木有

野田市規則第62号

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

第1条 野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成28年野田市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第2条 野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を次のように改正する。

題名中「別表」を「別表第1」に改める。

第1条、第2条の前の見出し、同条及び第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年1月13日から施行する。

(医療費助成に係るオンライン資格確認の開始に伴う関係規則の整理に関する規則の一部改正)

2 医療費助成に係るオンライン資格確認の開始に伴う関係規則の整理に関する規則（令和7年野田市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第6条（見出しを含む。）中「野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則」を「野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務及び情報を定める規則」に改める。

第6条のうち野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務及び情報を定める規則第4条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

第3条の次に次の1条を加える。

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則（昭和47年野田市規則第13号）第5条第1項の受給資格の認定の申請の受理に関する事務
- (2) 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則第6条第1項の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則第6条の2の重度心身障がい者医療費の受給券の更新に関する事務
- (4) 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則第6条の3第1項の申請内容の変更の届出の受理に関する事務
- (5) 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則第6条の3第2項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
- (6) 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則第7条第1項の受給資格の支給停止の届出の受理に関する事務
- (7) 野田市重度心身障がい者医療費助成金支給条例施行規則第7条第2項の受給資格の支給停止の届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務